

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約による こととした理由	その他必要な事項 (備考)
セントラルシステム CS3	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心1-5	令和7年1月7日	株式会社イノメディックス 東京都文京区湯島2-16-11	10,989,000	一般競争入札の結果、落札者がなかったため。(日本赤十字社会計規則施行細則第36条)	
気管支内視鏡セット EVIS X1 他	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心1-5	令和7年2月4日	オリンパスマーケティング株式会社 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町4-262-16	8,126,250	契約業者が当該機器の製造販売元であり、買入れ先が特定され競争が発生せず、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条4項)	
電気手術器	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心1-5	令和7年1月27日	エム・シー・ヘルスケア株式会社 東京都港区港南2-16-1品川イースト ワンタワー12階	2,123,000	当院の指定する納期に対等可能な唯一の業者であることから契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条4項)	
ACTIVE SENTRYハンドピース (数量4)	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心1-5	令和7年1月20日	株式会社平和医用 さいたま市北区榑引町2-218	5,095,200	当院の指定する納期に対等可能な唯一の業者であることから契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条4項)	
シャンプーチェア	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心1-5	令和7年2月4日	株式会社イノメディックス 東京都文京区湯島2-16-11	253,550	予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるときに該当するため(日本赤十字社会計規則第36条4項並びに会計規則施行細則第35条第2項)	
スキャナ機器	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心1-5	令和7年1月16日	富士通Japan株式会社 さいたま市大宮区桜木町1-11-20	770,000	予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるときに該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)	
血液ガス分析装置	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心1-5	令和7年2月13日	アイティーアイ株式会社 上尾市原新町8-12	581,900	予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるときに該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)	
超音波画像診断装置 Aplit Verifa	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心1-5	令和7年3月26日	株式会社栗原医療機器店 さいたま市見沼区東大宮6-3-1	4,743,200	当院の指定する納期に対等可能な唯一の業者であることから契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条4項)	

備考

- 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。
- 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。